

平成30年11月21日

まちづくり委員会資料

平成30年第4回定例会 専決処分報告の説明

報告第20号

市長専決処分第6項 訴えの提起について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告[使用料滞納者、不正入居者、高額所得者及び無断退去者]

NO.	区 分	被告の氏名	居住の開始
1	家賃滞納者	* * * *	S 60. 4. 1
2	家賃滞納者	* * * *	H28. 4. 1
3	家賃滞納者	* * * *	S 56. 1. 1
4	家賃滞納者	* * * *	S 55. 6. 13
5	家賃滞納者	* * * *	H20. 12. 5
6	家賃滞納者	* * * *	H22. 11. 17

* 1 不正入居者の未払使用料月数 11から81箇月分

* 2 不正入居者の未払使用料額 63,010円から1,205,200円

2 市営住宅の明渡しを求める理由等

市の納付指導にもかかわらず使用料を納付しない滞納者のうち、使用料を3箇月分以上滞納し、明渡請求以外に滞納解消が図れない者【家賃滞納者】

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後において、使用料滞納者については、市営住宅明渡請求予告通知書を送付して使用料の納付を求め、それでも完納しない場合は、市営住宅明渡請求書により賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。

No.	明渡請求予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H30. 2. 9	H30. 4. 1	H30. 7. 13	H30. 9. 10
2	H30. 2. 9	H30. 4. 1	H30. 7. 13	H30. 9. 10
3	H18. 4. 27	H18. 6. 29	H18. 10. 10	H30. 9. 10
4	H30. 2. 9	H30. 4. 1	H30. 7. 13	H30. 9. 10
5	H30. 2. 9	H30. 4. 1	H30. 7. 13	H30. 9. 10
6	H30. 2. 9	H30. 4. 1	H30. 7. 13	H30. 9. 10

訴え提起件数 [参考]

平成28年度 20件、平成29年度 27件、平成30年度 11件（10月末現在）